

公立病院及び公的医療機関が担う医療機能の役割の明確化について

(平成29年8月4月付け 医政発0804第2号 厚生労働省医政局長通知)

[概要]

- ・「医療計画の見直し等に関する検討会」(平成28年12月)で、地域医療構想調整会議では、将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、まずは、地域における中心的な医療機関から、その役割の明確化を図り、他の医療機関は、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえ、役割の明確化を図ることとされた。
- ・公立病院は「新公立病院改革プラン」をもとに地域医療構想調整会議に参加し、地域医療構想の達成に向けた具体的な議論を行うとともに、公的医療機関（「新公立病院改革プラン」を策定しない公立病院を含む）は、医療機関の役割等を記載する「公的医療機関等2025プラン」を策定し、これをもとに地域医療構想調整会議で地域医療構想の達成に向けた具体的な議論を行う。

総財準第59号
平成27年3月31日

各都道府県知事
(各都道府県財政担当課、市町村担当課、
都道府県立病院担当課扱い)

各指定都市市長
(各指定都市財政担当課、市立病院担当課扱い)

関係一部事務組合管理者
(都道府県・指定都市が加入するもの)

関係広域連合の長
(都道府県・指定都市が加入するもの)

殿

総務省自治財政局長

公立病院改革の推進について(通知)

病院事業を設置している地方公共団体においては、「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け自治財政局長通知)を踏まえ、公立病院改革プランを策定し、病院事業経営の改革に総合的に取り組んでいただいているところですが、今般、新たな公立病院改革ガイドラインを別添のとおり策定いたしましたので、来年度以降の公立病院改革について、本ガイドラインを踏まえ、取り組んでいただくようお願いします。

各都道府県知事におかれでは、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

写

医政発 0804 第 2 号
平成 29 年 8 月 4 日

(別記の開設主体の長) 殿

厚生労働省医政局長

地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等 2025 プラン」策定について（依頼）

人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、将来に向けて医療需要が大きく変化することが見込まれており、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築に取り組んでいくことが必要となっています。

そのような中、各都道府県は、平成 29 年 3 月までに地域医療構想（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）の策定を完了しており、今後、その達成に向けて、構想区域（同号に規定する構想区域をいう。）ごとに、地域医療構想調整会議（同法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）を開催し、関係者による議論を進めていくこととなります。

地域医療構想調整会議における具体的な議論の進め方については、平成 28 年 12 月、「医療計画の見直し等に関する検討会」において意見がとりまとめられ、将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、まずは、地域における救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関から、その役割の明確化を図り、その他の医療機関については、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえ、役割の明確化を図ることとされています。

病院事業を設置する地方公共団体においては、「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年 3 月 31 日付け総財準第 59 号総務省自治財政局長通知）を参考に、平成 28 年度中に「新公立病院改革プラン」を策定することとされており、策定した「新公立病院改革プラン」をもとに、地域医療構想調整会議に参加することで、地域医療構想の達成に向けた具体的な議論が促進されるものと考えております。

また、医療法上、都道府県知事は、地域医療構想の達成を図るため、公的医療機関等（同法第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。以下同じ。）に対してより強い権限の行使が可能となっております。

さらに、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構が開設する医療機関、地域医療支援病院及び特定機能病院については、その設立の趣旨や、地域における医療確保等の責務に鑑み、今後も地域に求められる役割を果たしていくことが期待されます。

こうした点を踏まえれば、公的医療機関等を始めとする上記の医療機関が、他の医療機関に率先して、地域医療構想の達成に向けた将来の方向性を示していただくことが重要と考えております。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においても、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針を速やかに策定するため、2 年間程度で集中的な検討を促進することとされたところです。

については、貴殿が設置する医療機関について、地域医療構想調整会議における具体的な議論の促進に資するよう、別添の様式を参考に「公的医療機関等 2025 プラン」を策定するとともに、策定した「公的医療機関等 2025 プラン」を地域医療構想調整会議に提示し、具体的な議論を進めていただくよう、貴殿が設置する医療機関に対し依頼いたします。また、策定したプランについては、地域医療構想調整会議における協議の方向性との齟齬が生じた場合には見直しを行うなど、地域の他の医療機関との役割分担や連携体制も含め、構想区域全体における医療提供体制との整合性を図っていただくようお願いします。

なお、「公的医療機関等 2025 プラン」については、別添「公的医療機関等 2025 プランについて」に示す「地域医療構想調整会議の進め方のサイクル」に沿って、地域で計画的に議論が進められるよう、可能な限り早期に策定を進めることが重要であることから、救急医療や災害医療といった政策医療を主として担う医療機関については、このサイクルで予定されている 3 回目の地域医療構想調整会議における議論に間に合うよう本年 9 月末までに、その他の医療機関においても、遅くとも 4 回目の地域医療構想調整会議において議論できるよう本年 12 月末までに策定を進めていただくようお願いします。

また、本件については、国において都道府県へ地域医療構想調整会議における議論の状況等についての進捗確認をする中で策定状況等の把握をいたしますが、これに加え、貴殿に対し直接、貴殿が設置する医療機関の策定状況等について照会をさせて頂く可能性があることを申し添えます。

(別記)

日本赤十字社社長
社会福祉法人恩賜財団済生会会長
全国厚生農業協同組合連合会会長
社会福祉法人北海道社会事業協会会長
独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
国家公務員共済組合連合会理事長
公立学校共済組合理事長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
健康保険組合連合会会長
全国健康保険協会理事長
独立行政法人国立病院機構理事長
独立行政法人労働者健康安全機構理事長
各特定機能病院開設者
各地域医療支援病院開設者

医政発 0908 第 6 号
平成 29 年 9 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等 2025 プラン」策定について（依頼）

公的医療機関等（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。）や、独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人労働者健康安全機構が開設する医療機関、地域医療支援病院、特定機能病院（以下「対象医療機関」という。）について、「地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等 2025 プラン」策定について（依頼）」（平成 29 年 8 月 4 日付け医政発 0804 第 2 号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）により、地域医療構想（同法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する地域医療構想をいう。）の達成に向けた将来の方向性を示すための「公的医療機関等 2025 プラン」を策定した上で、当該プランを地域医療構想調整会議に提示し、議論を行うよう依頼したところである。

病院事業を設置する地方公共団体においては、「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年 3 月 31 日付け総財準第 59 号総務省自治財政局長通知）を参考に、平成 28 年度中に「新公立病院改革プラン」を策定することとされているが、都道府県、市町村の開設する病院には、新公立病院改革プランの策定対象とならない病院があることから、それらの病院について、対象医療機関と同様、局長通知を参考に「公的医療機関等 2025 プラン」を策定するとともに、策定した「公的医療機関等 2025 プラン」を地域医療構想調整会議に提示し、具体的な議論を進めていただくようお願いする。

また、その策定期限についても、対象医療機関と同様に、救急医療や災害医療といった政策医療を主として担う医療機関については本年 9 月末までに、その他の医療機関においても、遅くとも本年 12 月末までに、可能な限り策定いただくようお願いする。

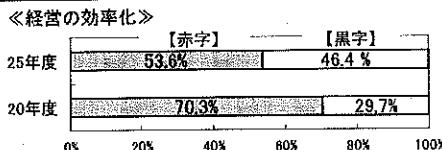
なお、各都道府県におかれでは、管内の関係市区町村に対しても、この旨を適切に周知されたい。

(参考1) 新公立病院改革ガイドラインについて

公立病院改革の推進について

- 「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)に基づき新公立病院改革プランの策定を要請。
- 医療提供体制の改革と連携して公立病院の更なる経営効率化、再編・ネットワーク化等を推進。

公立病院改革ガイドライン(H19年12月)に基づくこれまでの取組の成果



『再編・ネットワーク化』

- ・統合・再編等に取り組んでいる病院数
162病院(H25年度末)
- ・再編等の結果、公立病院数は減少
H20: 943 ⇒ H25: 892 (△ 51病院)
H26: 881 (△ 62病院)

『経営形態の見直し』
(H26年度末)

- ・地方独立行政法人化(非公務員型) 66病院
- ・指定管理者制度導入(いわゆる公設民営) 17病院
- ・民間譲渡・診療所化 48病院

新公立改革ガイドライン(H27年3月)に基づく更なる改革の推進

1 新公立病院改革プランの策定を要請

- 策定期: 地域医療構想の策定期を踏まえつつH27年度又はH28年度中
- プランの期間: 策定期～H32年度を標準
- プランの内容: 以下の4つの視点に立った取組を明記

地域医療構想を踏まえた役割の明確化	経営の効率化
・病床機能、地域包括ケア構築等を明確化	・経常収支比率等の数値目標を設定
・再編・ネットワーク化	・経営形態の見直し
・経営主体の統合、病院機能の再編を推進	・地方独立行政法人化等を推進

連携

医療介護総合確保推進法(H27年4月施行)に基づく取組(厚生労働省)

- 医療提供体制の改革(病床機能の分化・連携)
 - 都道府県が、2025年の機能別の医療需要・必要病床数*と目指すべき医療提供体制等を内容とする地域医療構想を策定期～)

※ イメージ	〔構想区域単位で策定期〕	
	医療需要	必要病床数
高度急性期	○○○ 人/日	○○○ 病床
急性期	□□□ 人/日	□□□ 病床
回復期	△△△ 人/日	△△△ 病床
慢性期	▲▲▲ 人/日	▲▲▲ 病床

2 実現するための方策

- 都道府県による「地域医療構想調整会議」の開催
- 知事の医療法上の権限強化(要請・指示・命令等)
- 医療介護総合確保基金を都道府県に設置

2 都道府県の役割・責任を強化

- 再編・ネットワーク化への積極的な参画、新設・建替へのチェック機能の強化等

3 地方財政措置の見直し

- 再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(H27年度～)

通常の整備	…… 25%地方交付税措置
再編・ネットワーク化に伴う整備	…… 40%地方交付税措置

新公立病院改革ガイドラインの内容

- | | |
|--|--|
| (1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化
① 地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割
② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割
③ 一般会計負担の考え方
④ 医療機能等指標に係る数値目標の設定
1) 医療機能・医療品質に係るもの
2) その他
⑤ 住民の理解 | (3) 再編・ネットワーク化
① 再編・ネットワーク化に係る計画の明記
② 取組病院の更なる拡大
1) 施設の新設・建替等を行う予定の公立病院
2) 病床利用率が特に低水準である公立病院（過去3年間連続して70%未満）
3) 地域医療構想等を踏まえ医療機能の見直しを検討することが必要である公立病院
③ 再編・ネットワーク化に係る留意事項
1) 二次医療圏等の単位での経営主体の統合の推進
2) 医師派遣等に係る拠点機能を有する病院設備
3) 病院機能の再編成（公的病院、民間病院等との再編を含む） |
| (2) 経営の効率化
① 経営指標に係る数値目標の設定
1) 収支改善に係るもの
2) 経費削減に係るもの
3) 収入確保に係るもの
4) 経営の安定性に係るもの
② 経常収支比率に係る目標設定の考え方
③ 目標達成に向けた具体的な取組
1) 医師等の人材の確保・育成
2) 経営感覚に富む人材の登用及び事務職員の人材開発の強化
3) 民間病院との比較
4) 施設・設備整備費の抑制等
⑤ 病床利用率が特に低水準である病院における取組
④ 新改革プラン対象期間中の各年度の収支計画等 | (4) 経営形態の見直し
① 経営形態の見直しに係る計画の明記
② 経営形態の見直しに係る選択肢と留意事項
1) 地方公営企業法の全部適用
2) 地方独立行政法人化（非公務員型）
3) 指定管理者制度の導入
4) 民間譲渡
5) 事業形態の見直し |

新公立病院改革ガイドラインと地域医療構想

【新公立病院改革ガイドラインより抜粋】

第1 更なる公立病院改革の必要性

3 公立病院改革の基本的な考え方

今後の公立病院改革の目指すところは、前ガイドラインと大きく変わるものではない。すなわち、公立病院改革の究極の目的は、公・民の適切な役割分担の下、地域に於いて必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でへき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようになることがある。

（中略）

したがって、今後の公立病院改革は、医療法に基づく地域医療構想の検討及びこれに基づく取組と整合的に行われる必要がある。

第2 地方公共団体における新改革プランの策定

1 新改革プランの策定時期

（中略）

なお、新改革プランは、地域医療構想と整合的であることが求められているものであるが、仮に、新改革プラン策定後に、地域医療構想の達成を推進するために行う関係者との協議の場（以下「地域医療構想調整会議」という。）の合意事項と齟齬が生じた場合には、速やかに新改革プランを修正すべきである。